

「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例（案）」の考え方について

1 現行の公有地の拡大の推進に関する法律について

私たちが暮らし、さまざまな活動を営んでいる都市をより住みやすく、働きよくするためには、道路・公園・下水道・学校などの施設を計画的に整備するとともに、周辺の自然環境の保全にも配慮する必要があります。

地方公共団体等（県、市町村、土地開発公社等）がこれらの公共目的のために必要な土地を少しでも取得しやすくするための一つの手法として制度化されたのが、「公有地の拡大の推進に関する法律」（以下「法」という。）による土地の先買い制度です。

具体的には、都市計画施設の区域や用地に該当している土地について、公共が都市施設整備のために利用可能な土地があった場合、土地の取引があるときに、都市整備事業推進に係る公共事業用地の取得の必要性から、地方公共団体にも買取協議の機会を与えるというのが、法第4条における土地の先買い制度の主旨になります。

法第4条の届出が必要な土地の規模は、法施行令第3条第3項で「200m²以上」と定められておりますが、同項ただし書において、当該地域及びその周辺の地域における土地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため特に必要があると認められるときは、県の条例でその規模を別に定めることができるものとしており、現在は「神奈川県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例（以下「県条例」という。）で「100m²以上」とされております。

このため、現在、本市では都市計画施設の区域や用地に該当している土地を譲渡しようとする場合は、その規模が「100m²以上」のものは、法第4条の規定に基づく届出が、土地所有者に義務付けられています。

2 条例制定の経過

平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱の内容を踏まえ、関係法律の整備を行う「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が昨年8月26日に成立し、同月30日に公布されました。

国では、公有地の拡大の推進に関する法律第4条の届出に係る土地の規模を定める条例の制定権限を、県から市に移譲する方針のもと、政令改正を行いました。

これにより第4条の届出が必要な土地の規模を定める条例の制定権限が市に移譲され、その条例を市が定めない場合、届出が必要となる土地の規模は、現在の「100m²以上」から、自動的に「200m²以上」となります。

のことから、本市の土地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、現在の県条例を基に、届出が必要となる土地の規模を定める条例を制定するものです。

3 条例（案）

条例制定にあたり、届出が必要となる土地の規模は、本市及びその周辺の地域における土地取引等の状況及び都市の健全な発展と秩序ある整備を促進する必要性から、現在の県条例による面積要件を踏襲し、「100m²以上」とします。

4 今後のスケジュール

- ・市議会2月定例会への上程を予定しています。
- ・施行日は平成24年4月1日を予定しています。
(条例制定根拠となる、改正政令の施行日と同日とします。)